

議会運営委員会

平成 29 年 8 月 29 日（火）

午前 9 時 58 分開 会

○村田委員長 おはようございます。

少し定刻より時間が早いんですが、皆様お集りのようでございますので、ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

本日の議会運営委員会につきましては、平成 29 年の第 3 回尾鷲市議会の定例会についてでございます。

まず最初に、提出議案について執行部より提案説明を求めたいと思いますが、その前に市長から御挨拶があります。

○加藤市長 おはようございます。本日は、平成 29 年第 3 回定例会のための議会運営委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本定例会に上程いたします議案等につきましては、議案 12 件、報告が 1 件であります。

議案 12 件の内訳といたしましては、議案第 42 号、尾鷲市市税条例の一部改正について及び議案第 43 号、尾鷲市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正についてまでの条例の改正が 2 件、議案第 44 号、平成 29 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 2 号）の議決についてから議案第 52 号、平成 28 年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの予算決算関係が 9 件であります。その他といたしまして、議案第 53 号、尾鷲市教育委員会委員の任命についての人事案件が 1 件でございます。

また、報告といたしましては、報告第 8 号、平成 28 年度健全化判断比率及び平成 28 年度資金不足比率の報告についてであります。

これら提出議案等の詳細につきましては総務課長より説明いたさせます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○村田委員長 それでは、詳細説明について、総務課長。

○下村総務課長 それでは、平成 29 年第 3 回尾鷲市議会定例会の提出議案等について御説明いたします。

議案書の表紙の次のページをごらん願います。

このページは、提出議案の目次となっています。本定例会の提出案件は、議案第

4 2 号から議案第 5 3 号までの議案 1 2 件、報告が 1 件であります。

それでは、各議案について御説明いたします。

1 ページの議案第 4 2 号、尾鷲市市税条例の一部改正について及び 5 ページの議案第 4 3 号、尾鷲市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正についてにつきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が本年 4 月 1 日に施行されたことに伴う条例の改正で、主な改正の概要といたしましては、国が一律に定めていた内容を市町村が条例で決定できる地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例を採用し、固定資産税の課税標準額に乗じる割合を本市条例に規定するものであります。しかしながら、本市に該当する固定資産税はないとのことであります。

次に、8 ページをごらん願いたいと思います。

議案第 4 4 号、平成 2 9 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 2 号）の議決についてから議案第 4 8 号、平成 2 9 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 1 号）の議決についてまでの 5 議案について、一括して御説明いたします。

予算概要につきましては、別冊の一般会計補正予算（第 2 号）主要事項説明に取りまとめていますので、その説明書をもって説明いたします。

説明書の 1 ページをごらん願います。

今回提出の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で 4 億 2 6 6 万 3, 0 0 0 円、特別会計の国民健康保険事業会計で 1 億 2, 5 8 0 万 7, 0 0 0 円、後期高齢者医療事業会計で 1, 7 5 9 万 1, 0 0 0 円をそれぞれ追加し、一般会計と特別会計を合わせた歳入歳出の予算総額を 1 3 6 億 2, 4 5 9 万 2, 0 0 0 円とするものであります。

また、病院事業会計では、歳入を 1, 3 4 2 万 9, 0 0 0 円、歳出で 2, 7 9 7 万 8, 0 0 0 円追加し、歳入予算現額を 4 7 億 2, 1 9 3 万 3, 0 0 0 円に、歳出予算現額を 4 8 億 7, 9 8 0 万円とするものであります。

水道事業会計では、歳入を 6 万 8, 0 0 0 円、歳出で 1, 7 2 4 万 3, 0 0 0 円追加し、歳入予算現額を 6 億 3 1 9 万 8, 0 0 0 円に、歳出予算現額を 8 億 6, 4 6 5 万 6, 0 0 0 円とするものであります。

まず、一般会計から御説明いたします。

2 ページをごらん願います。

歳入の概要につきましては、8 款地方特例交付金 1 3 万 9, 0 0 0 円、9 款の地方交付税 1 億 4, 8 9 2 万 4, 0 0 0 円は、交付税の額の確定による増額であります。

13款国庫支出金861万6,000円の増額は、本庁舎耐震診断業務委託に対する社会資本整備総合交付金318万9,000円と基礎年金事務交付金348万9,000円の増額が主なものであります。

14款県支出金66万9,000円の増額は、自殺対策緊急強化事業補助金の追加、森林整備地域活動支援交付金の増額が主なものであります。

15款財産収入331万円の増額は、農林関係土地貸付料の追加であります。

17款繰入金1,363万2,000円の増額は、今回の補正財源として、後期高齢者医療事業会計、国民健康保険事業会計から前年度精算金として繰り入れるものであります。

次に、18款繰越金2億6,713万1,000円の増額は、平成28年度決算剰余金であります。

19款諸収入221万2,000円の増額は、地域防災組織育成助成事業助成金190万円の追加が主なものであります。

20款市債4,200万円の減額は、平成29年度普通交付税の算出に基づく臨時財政対策債発行可能額の算出の結果、臨時財政対策債を減額するものであります。

次に、歳出ですが、3ページをごらん願います。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりであります。このうち主なものについて、次のページで御説明いたします。4ページをごらん願います。

各款別の補正額は、まず総務費ですが、一般管理費では、本庁舎耐震診断業務委託料が638万円、財産管理費の基金積立金3億2,221万3,000円の追加で、財政調整基金積立金ほか6件の積立金であります。防災費268万7,000円につきましては、一般コミュニティ助成事業補助金190万円の追加が主なものであります。次に、コミュニティセンター費115万円の追加は、集落支援員事業に係る経費を新規事業費として計上させていただきました。

次に、民生費では、記載のとおり、臨時福祉給付金事業、自立支援給付事業及び生活保護費の前年度精算金のほか、法改正に伴う国民年金システム改修業務委託料の追加が主なものであります。

次に、衛生費では、下水道整備費で、中川・矢ノ浜幹線下水路浚渫工事請負費850万円の追加であります。

次に、農林水産業費ですが、林業振興費44万3,000円の追加ですが、森林施業の推進に必要な地域活動を支援するための補助制度を新設するものであります。

商工費では、市内での消費喚起、経済の活性化を図るため、10%プレミアムつ

き地域商品券発行事業に対する補助金500万円の追加、次のページになりますが、尾鷲節コンクールに対する支援として運営費補助金29万2,000円の増額であります。

次に、土木費では、大曾根地内東の川改修工事請負費300万円と、既存の市営住宅の有効活用、適正戸数の把握、設置など、今後10年間の本市市営住宅の指針を策定するため、市営住宅ストック総合活用計画策定業務委託料421万2,000円の追加であります。

消防費では、備品購入費でバルーン型投光器購入代31万3,000円の追加であります。

次に、教育費ですが、消防用設備等点検において不備を指摘されておりました中央公民館非常用発電設備改修工事請負費518万4,000円の追加、体育文化会館のPCB含有器具撤去手数料19万7,000円の追加が主なものであります。

次に、公債費では、平成28年度の起債額とその利率の確定により、元金で128万円の増額、利子で479万円を減額するものであります。

次のページ、債務負担行為補正は、追加で尾鷲市斎場の指定管理を平成34年度まで、限度額を7,521万1,000円とするものであります。変更の2件につきましては、入札執行による額の確定の結果、限度額を記載のとおり変更するものであります。

続きまして、7ページをごらん願います。

国民健康保険事業特別会計補正予算ですが、歳入歳出それぞれ1億2,580万7,000円を追加し、歳入歳出総額を30億9,906万2,000円とするものであります。

歳入は、国庫支出金として国民健康保険制度改正に伴う業務準備事業補助金が1,014万1,000円の追加、交付金の額の確定により前期高齢者交付金が41万7,000円の増額、前年度からの繰越金が1億1,327万円の増額となります。

歳出では、主なものは、諸支出金2,899万5,000円の増額は、額の確定による一般被保険者返還金、事業費等の精算による一般会計繰出金の追加であります。基金積立金9,710万円の増額は、財政調整基金積立金であります。

次に、8ページの後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ1,759万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を6億2,806万7,000円とするものであります。

歳入は、前年度からの繰越金1,759万1,000円の増額で、歳出は、広域連

合負担金 561万6,000円、諸支出金 1,197万5,000円の増額となります。

続きまして、病院事業会計補正予算について御説明いたします。

収益的収入及び支出では、収入で2万9,000円の増額ですが、これは医業外収益として寄附金の追加であります。支出では1,178万5,000円の増額です。これは、医業費用においてCTスキャナー装置の故障に伴う修繕費1,296万円の増額と、建物及び機器備品等の前年度取得資産の精査による減価償却費104万3,000円の減額であります。医業外費用の13万2,000円の減額は、企業債の利率確定による支払利息6万4,000円、課税売上高の精査による消費税及び地方消費税6万8,000円の減額であります。

次に、資本的収入及び支出は、収入で附帯施設及び医療機器の更新、整備に伴い企業債を1,340万円増額、支出では、超音波診断装置、上部消化器内視鏡等の医療用器械備品購入費1,619万3,000円の追加であります。

次に、水道事業会計補正予算について御説明いたします。

収益的収入及び支出の収入では、営業外収益6万8,000円の増額は、28年度決算値の反映による長期前受金戻入であります。支出では、営業費用が水量予測等検討業務委託料などにより104万1,000円の増額となるものの、営業外費用において消費税納付額が135万7,000円の減額となります。

次に、資本的収入及び支出の支出では、配水管布設替え工事費及び工事に伴う補償費として1,755万9,000円の追加であります。

議案書に戻りまして、13ページをお願いします。

議案第49号、平成28年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定についてから16ページの議案第52号、平成28年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの4議案につきましては、いずれも地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

なお、決算に伴う歳入歳出決算主要説明書、決算参考資料、主要施策の成果及び実績報告書、決算審査意見書は、タブレットに入力しておりますので、御参照願います。

次に、17ページの議案第53号、尾鷲市教育委員会委員の任命についてにつきましては、濱口精幸氏の任期が平成29年10月8日をもって満了となりますが、前任者の辞任に伴い本年2月28日より就任していただいている濱口氏を引き続き教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2

項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、報告ですが、19ページ、報告第8号、平成28年度健全化判断比率及び平成28年度資金不足比率の報告については、本市の平成28年度決算について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

以上で提出議案等の説明とさせていただきます。

○村田委員長 提出議案についての説明がございましたが、議会運営委員会でありますから、詳細のいわゆる質疑等につきましては、本会議等もありますので、その点を御留意の上、御質疑ありましたら御発言願いたいと思いますけれども、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないようでありますので、ただいま説明のありました12議案と報告1件につきましては、第3回の定例会に議案上程をいたすことといたします。

次に、発議について事務局より説明を求めます。

○岩本議会事務局長 それでは、事項書2番目の発議3件について御説明申し上げます。

最初に、発議第7号、「全国森林環境税」の創設に関する意見書について(案)でございますけれども、これにつきましては、本市議会も加盟しております全国森林環境税創設促進議員連盟及び同連盟の理事であります熊野市議会議長より、先般、本意見書を9月定例会で採択の上、関係機関に提出していただきたいと依頼があったものによるものでございます。

続きまして、発議第8号でございます。北朝鮮による核・ミサイル問題の早急な解決を求める意見書について(案)でございますが、これは北朝鮮による核開発あるいは中距離弾道ミサイルの発射問題、こうした挑発行為がエスカレートしているという状況に鑑みまして、こうした状況を早急に解決し、国民の安全確保のため万全の体制を整えていただくよう、本市議会として国に対して意見書を提出しようとするものであります。この取り扱いにつきましては、議長のほうから、提出者、賛成者を議会運営委員会の委員のメンバーでお願いできないかということですので、御協議をお願いしたいと思います。

続きまして、発議第9号でございます。こちらは、「道路整備の推進」と「道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続」に関する意見書(案)でございます。これは、提出者が濱中佳芳子議員、賛成者が村田幸隆議員、小川公明議員、高村泰

徳議員としておりますが、済みません。これにつきましては、小川議員を外して、賛成者2名ということでお願いしたいと思っております。

ただいまの発議3件でございますが、本定例会初日である9月5日に上程し、議決をいただくという取り扱いでよろしいかどうか、これについても御協議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○村田委員長 発議3件について、ただいま事務局より説明がありました。

発議7号につきましては議長発議ということで、これは問題なかろうかと思っておりますので、発議第8号の北朝鮮による核・ミサイル問題の早急な解決を求める意見書について、この発議者として、議会運営委員会の中でメンバーを募っていただきたいということでありましたけれども、議会運営委員会の委員でこの発議の賛成者になるということについては御異議ございませんね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 それでは、発議者を委員長の私がさせていただきますして、あとの委員の方々には賛成者ということで、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

次に、発議第9号につきましては、これは濱中議員の発議者で、それぞれ賛成者が今ここに記載をされておりますけれども、これについても今定例会の初日に発議として提案をしていくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 それでは、発議3件につきましては議会の初日に取り扱うということで、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

○奥田委員 ちょっとだけ議長にお伺いしたいんですけど、発議第7号なんですけど、全国森林環境税の導入ということで、以前に三重県のほうでは森林環境税を導入されて、個人の均等割が2,000円、1,000円ですか、上がったわけなんですけれども、ここにもちょっと個人住民税均等割の枠組みの活用とか書かれていますけれども、云々ということが。これを導入することによって税金が上がるということが考えられませんか。その辺のバランスというのはどのように考えて……。

○南議長 今、奥田議員さんからの御指摘というのか質問に関しては、先般、先週、三重県の森林組合のほうからも正副議長に一応文書をもって要望があり、その中で小川副議長とともに、やはり三重県も森林環境税的なものを課税して、また国のほうも課税されたら、二重取りになるんじゃないかという懸念の声がありますもので、そこら辺のことをどうなるんやろうかと問うてみると、やはり国は国、県は

県ということで、恐らく二本立ての税になるんじゃないかというような見解がございましたけれども、その件については、国と県の税でございますので、これからも一つの大きな問題点になっていくんじゃないかなというような感じがしております。確かに負担がふえていくだろうと予測はできます。

以上です。

○奥田委員　やっぱり今、尾鷲市が全然景気もよくない状況の中で、確かにこれ、ほかのところから負担してもらおうというのはあるんですけど、でも、尾鷲市も、尾鷲市民もこれを負担せなあかんということになってくると、その辺のね。今、議会がこれを議決していいものなのかという、もうちょっと議論したほうがいいんじゃないかなという気もするんですけど、どうですかね。

○南議長　もし国のこの森林環境税が閣議決定され、創設される方向であれば、恐らく県単位でやっておるこの環境税みたいな感じのものを撤廃せいという自治体も、声が上がってくるんじゃないかなというような話が出てくると予測ができますので、もしそういった時期になれば、議会のほうでもそういった声があれば、三重県のほうに対してそれなりのやはり意見書を上げて、措置を講じてもらうのも、一つの議会としての役割じゃないのかなと考えております。

○奥田委員　しつこく言うつもりはないんですけども、ただ、今、県のほうがあって、県のほうがどうなるかわからない、これを国のほうが導入するとなってくると、さらに今、今後県のほうにいろいろ話をしていくというのはよくわかるんですけど、実際にはこれが導入されてくると、両方に負担というのが、尾鷲市民の負担もふえるということが懸念されるものですから、僕はもうちょっと、熊野市長ですか、のほうから話があったという話がありましたけれども、もうちょっとその辺のところを踏まえて議論したほうが私はいんじゃないかなというふうに思ったんですけど、早急にやらなあかんのですか、これは。

○南議長　これは、この環境森林税の創設について、議会としても2回か3回かなんか、過去においても意見書は、多分、奥田さんも賛成されたと思うんですけど、そのときはまだ県のほうがなかったということなんですけれども、国よりか結局県のほうが先取りで進んでいったということがありますもので、後先がなっていったというような感じでございますので、できるだけ御理解を賜りたいと思います。

○村田委員長　奥田委員、よろしいですか。

それでは、発議3件につきましては、冒頭に発議をさせていただくということで決定をいたしたいと思っております。

次に、選挙について事務局より説明を求めたいと思います。

- 岩本議会事務局長　それでは、次に、選挙第7号、三重県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙についてでございます。

これにつきましては、同広域連合規約第8条の規定に基づくものでございまして、本定例会の初日に選挙をお願いするものでございます。

選挙の方法につきましては、従来より投票にかえて、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推選で市長を推選するという形をとっておりますので、御参考までに申し上げます。

以上でございます。

- 村田委員長　ただいま選挙第7号について事務局より説明がありました。説明のとおりでよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 村田委員長　御異議ないということでございますので、選挙についても終わりたいと思います。

次に、今定例会の会期及び議事日程（案）についての説明を事務局よりお願いいたしたいと思います。

- 岩本議会事務局長　それでは、事項書4番目の会期及び議事日程（案）について説明させていただきます。

会期につきましては、9月5日火曜日から9月26日火曜日までの22日間でございます。会議は、いずれも午前10時開会とさせていただきます。

9月5日に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、議案上程、提案説明、審議留保、これは先ほど執行部から説明がありました議案第42号、尾鷲市市税条例の一部改正についてから議案第52号、平成28年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての計11議案についてでございます。

次に、議案上程、提案説明、質疑、討論、採決、これは議案第53号、尾鷲市教育委員会委員の任命についての人事案件1件についてでございますが、この人事案件につきましては、委員会付託を省略する取り扱いでよろしいかどうか、御協議をお願いしたいと思います。

次に、報告、質疑、これは報告第8号、平成28年度健全化判断比率及び平成28年度資金不足比率の報告についての報告案件1件についてでございます。

次に、発議上程、提案説明、質疑、討論、採決、これは先ほど説明させていただ

きました意見書の発議 3 件についてでございます。

翌 9 月 6 日水曜日から 8 日金曜日までは議案調査、9 日、10 日は土日のため休会となります。

11 日月曜日午前 10 時より本会議を再開していただきまして、9 月 5 日に上程、提案されております議案に対する質疑の後、所管の常任委員会に付託していただき、その後、一般質問に入らせていただきます。

14 日木曜日は総務産業常任委員会、15 日金曜日は生活文教常任委員会、16 日から 18 日は土日及び祝日のため休会、19 日火曜日から 22 日金曜日までが予算決算常任委員会、23、24 日は土日で休会、25 日月曜日は予備日とし、26 日火曜日午前 10 時から本会議を再開していただきまして、付託議案の委員会における審査内容の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、閉会となる予定でございます。

続けて、事項書の 5、6、7 も説明させていただいてよろしいですか。

○村田委員長 どうぞ。

○岩本議会事務局長 それでは、各発言通告書の提出期限について説明させていただきます。

まず、事項書 5 番目の一般質問発言通告書提出期限につきましては、申し合わせによります 9 月 7 日木曜日の午前 11 時。次に、事項書 6 番目の議案質疑発言通告書提出期限につきましては、議案第 53 号、尾鷲市教育委員会委員の任命について及び報告第 8 号につきましては開会日前日であります 9 月 4 日月曜日の午前 11 時、それ以外の議案につきましては 9 月 7 日木曜日の午前 11 時。続きまして、事項書 7 番目の討論発言通告書提出期限につきましては、議案第 53 号につきましては開会日前日、9 月 4 日月曜日の午前 11 時、それ以外の議案につきましては 9 月 25 日月曜日の午前 11 時とさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

なお、議案付託表（案）をただいま通知させていただきました。御確認をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○村田委員長 事項書 4 の会期及び議事日程から事項書 7 の討論発言通告書提出期限までの説明を事務局より行っていただきました。

これについて、別段御意見ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　　ないようでありますので、ただいまの説明のとおり進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

その次に、その他でございますけれども、別段御意見はないですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　　ないようでありますので、これで議会運営委員会を閉じます。

（午前10時30分　閉会）